

麻生区役所企画調整会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市區における総合行政の推進に関する規則（平成18年川崎市規則第29号）第7条第4項の規定に基づき、麻生区役所企画調整会議（以下「企画調整会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 企画調整会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 区長
- (2) 副区長
- (3) 区民サービス部長
- (4) 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長
- (5) 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）副所長
- (6) 道路公園センター所長

2 企画調整会議の議長は、区長をもって充てる。

(開催)

第3条 企画調整会議は、区長が主宰し、随時開催するものとする。

(関係職員等の出席)

第4条 議長は、必要があると認めるときは、区の職員を企画調整会議に出席させることができる。

2 議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(調整事案)

第5条 企画調整会議で調整する事案は、次のとおりとする。

- (1) 区自主事業の企画立案、協議及び事後評価
- (2) 区における課題の作成
- (3) 区役所業務に係る窓口サービス向上の企画立案、協議、決定及び事後評価
- (4) 区役所業務に係る市民要望、陳情事項及び市長への手紙等の総合調整
- (5) 局から依頼される区に係る事業計画策定等の検討、協議及び調整
- (6) その他区長が特に必要と認める事項

(調整事案の提出)

第6条 課長は、企画調整会議に提出しようとする事案があるときは、当該事案の件名その他必要な資料を副区長に提出するものとする。

2 副区長は、前項の提出を受けたときは、必要に応じて当該事案に係る区の職員に事前調整等をさせ、区長の承認を得て、当該事案を企画調整会議に提出するものとする。

3 区長は、企画調整会議に提出しようとする事案があるときは、当該事案を企画調整会議に提出することができる。

(プロジェクトチーム)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、調整事案に応じた

具体的な事項について調査、検討するため、プロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームは、議長が定める区の職員をもって組織する。

3 プロジェクトチームは、常に企画調整会議と連携しなければならない。

(庶務)

第8条 企画調整会議の庶務は、企画課において処理する。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、企画調整会議の運営に関する事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(麻生区役所企画調整会議設置要綱の廃止)

2 麻生区役所企画調整会議設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。